

令和3年3月30日

第六地区 自治推進委員様
社会福祉協議会理事様

第六地区 自治推進委員会 委員長 宮館照彦
社会福祉協議会 会長 成澤重行

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う地域活動の
実施にあたっての留意事項等について

日頃より、地域福祉活動の推進にご尽力をいただき、感謝申し上げます。

さて、高齢者等を対象とする地域活動の実施については、3月15日から自粛を緩和したところですが、この度、山形市内において急激な感染症の広がりが見られ、3月22日に山形県と山形市が共同で「緊急事態宣言」を発出され、同日から4月11日までの間、市内全域で不要不急の外出の自粛と、マスク着用の徹底をお願いされています。

この状況を踏まえて、山形市から別添1（写）のとおり留意事項等が通知されました。

つきましては、活動を継続して実施する場合、マスク（不織布）着用と手指消毒、三密回避等の感染防止対策を講じること、会話をしながらの飲食は控えること等について、十分留意されるようお願い申し上げます。

また、別添2「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために」を同封しましたので、ご確認・チェックのほどお願いいたします。

以上



生福第1274号
令和3年3月25日

社会福祉法人山形市社会福祉協議会
会長 輵子 克己 様

山形市長 佐藤 孝弘
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う地域活動の実施にあたっての
留意事項等について（通知）

日頃より、山形市の福祉行政につきましてご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、「我が事・丸ごと地域づくり推進モデル事業」をはじめとした、主に高齢者を対象とする地域活動については、令和3年3月9日付生福第1172号通知において、令和3年3月15日より自粛の取扱いを緩和するとともに、活動の再開にあたっての感染防止対策等についてお願ひしたところです。

こうした中、今般、山形市内において新型コロナウイルス感染症が広がりを見せており、令和3年3月22日、山形県と山形市が共同で緊急事態宣言（別添1）を発出し、同日から令和3年4月11日までの間、市民の皆様に対し市内全域で不要不急の外出の自粛等をお願いしております。また、あわせて市長メッセージ（別添2）を発出し、マスク着用の徹底等についてお願いしております。

こうした状況を踏まえ、活動を継続して実施いただく場合には、マスク着用、手指の消毒、3つの密の回避等の感染防止対策を講じるとともに、お茶飲み等の会話をしながらの飲食は控えていただくよう、お願ひ申し上げます。特に、マスク着用については、これまで感染が確認された方を見ると、何らかの形でマスクを外しているケースが多く見られていることから、活動される方におかれでは、マスク、特に不織布マスクの着用を徹底していただくようお願ひします。

【担当】 山形市生活福祉課 641-1212 阿部（内線586）

再開前に事前に会場・物品などについて確認しましょう。



● 地域活動へ参加する前に

次の項目に当てはまる場合は、参加を控えてもらいましょう

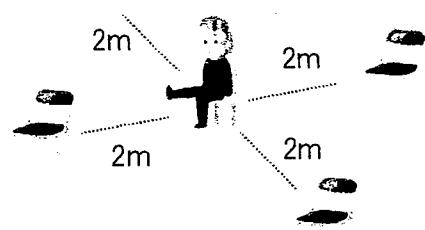
また、事前に体温を測りましょう

発熱や風邪の症状がある場合

息苦しさ、強いだるさ、咳やのどの痛みなどがある場合

● 3つの密(密閉・密集・密接)を回避

次の項目を守りましょう



こまめな換気をする

(1時間で2回以上。1回数分間。2方向の窓やドアを全開に。)

他の人の間隔は、できるだけ2メートル以上空ける

会話をする時は真正面を避け、十分な距離を保ち、マスクを着用する

● 感染防止対策の徹底

まめな手洗い、手指のアルコール消毒の徹底

マスクの着用、咳エチケット

参加者の把握(名簿に連絡先等を記録する)

椅子やドアノブ等、手の触れる場所の消毒

貸出品(重りなど)の十分な消毒

(十分な消毒が出来ない場合は貸し出ししない)



歌は控え、大きな声を出す機会を少なくする

息が荒くなるような運動は避ける

会食等での料理は大皿を避け個別に配膳、茶菓は個別包装されたものを

こまめな水分補給や室温調整(熱中症予防)

